育児・介護休業法＋α　- 第3回 -

働く女性を保護する各種制度・その二

事務所だより

第24号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

前回は、働く女性を保護し、仕事と家庭・育児の両立を支援する制度の中からライフイベントごとに『雇用時～妊娠時』を紹介しました。今回は『産後時～育児休業時』について、紹介いたします。

仕事と家庭・育児の両立

産後時

出産日の翌日から八週間は、産後休業期間として就業を禁止しています。ただし、本人が就業を申し出た上で医師の許可があれば、産後六週間を経過した時点で就業することができます。

《労働基準法》

社会保険に加入している場合、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前四十二日目（多胎妊娠の場合は九十八日目）から、出産の日の翌日以後五十六日目までの範囲内で会社を休んだ期間について、給与の減額等に応じて出産手当金を受けることができます。

《健康保険法》

育児休業時

産後休業期間終了後に職場復帰か育児休業を取得するかを、事前（一ヶ月前まで）に会社へ申し出ます。

【休業期間】

原則：
子が一歳に達するまでの日（誕生日の前日）両親ともに育児休業するときは、子が一歳二か月までの間で一年間（出産日、産後休業期間を含む）

保育所入所待ちなどの特別の事情があるとき：
子が一歳六か月に達するまでの日

雇用保険に加入し、一定の要件を満たす場合には、会社を休んだ期間について給与の減額等に応じて出産育児一時金を受けることができます。

《雇用保険法》

次回は、働く女性を保護する各種制度・その三について、掲載いたします。

ライフイベントから見た働く女性を保護する各種制度
（今月紹介した内容をカラーで表示しています）

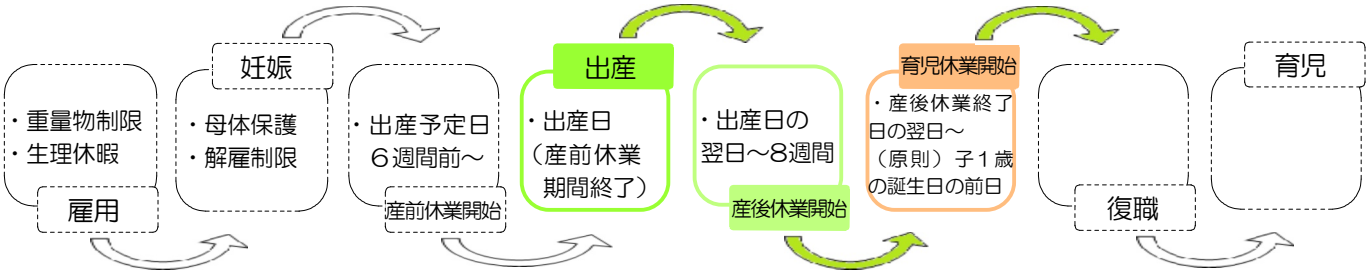

「ねんきん」無料相談受付中

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

年金事務所や年金相談センターに
★★行く時間が無い方
遠くて行けない方
ぜひご利用下さい

二十四時間受付（※）しています

※受付のみとさせていただきます。回答は、受付日の翌々営業日となります。

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。

お客様の個人情報は、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

メールでご相談の方

メールアドレス
k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号
075（571）8611

法律の休憩時間と労働時間管理

◆労基法三十四条

労働基準法第三十四条には、『休憩』について規定しています。（条文参照）

ある程度の労働時間が継続した場合、蓄積される労働者の心身の疲労を回復させるために、労働時間の途中に休憩時間を与えるべきとしています。言い換えれば、一日六時間以内の労働時間の場合には休憩時間を与えるかどうかについて義務付けていないのです。

◆労働時間は超過しない?!

法律は、一日の労働時間が六時間をわずかでも超えると、休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと規定しています。

また、六時間の労働時間であれば休憩がなくても何ら罰則はありません。そのため、労働時間管理を厳密に行える業務や自動的に作業が終了する業務であれば、労働時間を超過することはないでしょう。しかしそれ以外の事業所では、労基法違反となっている可能性があります。

◆トイレ休憩なしで労働?!

一方、チームを組んで従事する業務であれば、トイレ休憩もなかなか取れず、健康を害する恐れがあります。このケースでは、安全配慮義務違反の可能性も示唆されます。

一日六時間以内の労働時間であっても労務管理上必要と判断し、たとえ五分でも休憩時間を与えるべきでしょう。

ただし、その時間分だけ拘束時間が延長されるか、賃金減額となります。

◆良い人材を確保するために

例えば、午前九時から午後三時まで一日六時間労働の場合、昼食時間もなく労働し続けることを感謝する社員が全体の何割いるのかということです。

法律上では休憩時間不要の労働時間であっても、心身ともに健康で就労し続けるためには、休憩時間の有無は大きく影響します。要領よくトイレ休憩を取る社員が優秀だとは限りません。また、不況時とはいえ労働条件の悪い事業所に良い人材は長続きしません。

この機会に、職場の現状を把握して休憩時間を含めた労働時間管理を見直してみましょう。

《条文》

労働基準法第三十四条

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合は少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

五月の労務手続［提出先・納付先］

5日～11日
○児童福祉週間
［厚生労働省・地方自治体］

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
［公共職業安定所］
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
［労働基準監督署］

31日
○健保・厚年保険料の納付
［郵便局または銀行］
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
［年金事務所］
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
［公共職業安定所］

書籍のご案内

昨年十二月にNPO法人あったかサポートから『授業で使える 働く前に知っておきたい基礎知識（教科書版）』が発行されました。

定価1,050円(税込)
全150頁
発行所：NPO法人
あったかサポート
発売：(株)阿吽社

※　本書の執筆者として参加しています。
「第3章　労働条件の確認
パート1　求人票、労働条件通知書」を担当

編集後記

四月から厚生年金や国民年金に関して相談を受ける機会が増えました。亡くなった妻の年金に関する五十五歳未満の夫や、近親者がなく遠縁の方が相続人になるケースなど、遺族年金や未支給年金の受給権のない方からも相談があり、共済組合の年金制度との格差を実感しています。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX　075-571-8611
E-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL　http://k-fujita-sr.com